

リスク管理態勢

トップリスク運営

〈みずほ〉に重要な影響を及ぼすリスク認識であるトップリスクについては、内外環境変化や将来的に顕在化する可能性があるリスク（エマージングなリスク）等を踏まえて以下の通り選定しています。

2024年度においては、各国の選挙結果や地政学リスクの高まり等が一段と世界の分断を加速させること、また、グローバルインフレおよび金融政策の動向に依然として不透明感が残存していることを踏まえ、「高インフレ継続とクレジットリスクへの波及」「金融政策の転換と財政懸念の拡大」をそれぞれ「米欧のインフレ再燃と景気減速」「国内物価・金利上昇と財政懸念の拡大」とし、「米中対立の激化と中国経

済の低迷」「世界の分断と地政学リスクの高まり」と併せ、リスクシナリオの見直しを行いました。そのほか、中長期的に顕在化の可能性があるリスクとして自然の損失に対する金融機関への期待・要請の高まりやAIの活用拡大に伴うリスク等を踏まえ、関連するトップリスクのリスクシナリオの見直し等を行っています。

選定したトップリスクにつきましては、未然防止策や事後対応等のリスクコントロール策を定めており、期中においてもそのコントロール状況のモニタリングを実施し、リスク委員会や取締役会等に報告をしています。

（トップリスク運営については本編P.93ご参照）

トップリスク		主なリスクコントロール策
リスク事象	リスクシナリオ	
米欧のインフレ再燃と景気減速	●高金利影響の顕在化による需要の低下等により景気が後退する一方、地政学情勢の悪化等による資源価格高騰等によりインフレ再燃 ●米欧の追加利上げにより、市場関連損益の評価損拡大や外貨調達の困難化に帰結。金融環境の引き締まりが景気減速を招き、与信コストやRWAが増加	●信用リスク：国内外の不動産関連と信の状況確認や国内の金融政策変更・地政学リスク顕在化に伴う影響度試算等の実施 ●市場リスク：米金利上昇等に伴う投資方針の機動的な検討および堅確なリスクモニタリングの実施 ●流動性リスク：内外環境の変調を早期に把握するため多面的な観点からの早期警戒指標・通貨別・拠点別の外貨流動性ストレステストの日次モニタリングおよび高度化推進
国内物価・金利上昇と財政懸念の拡大	●資源価格高騰や円安、人手不足等により物価は上昇するも、賃金と物価の好循環には至らず消費が減速。かかるなかで利上げが実施され、景気は減速へ ●景気減速や国内金利上昇は与信コストの増加や市場関連損益の悪化に波及。国債の利払い増加を想起させ、財政懸念が拡大	
米中対立の激化と中国経済の低迷	●国際情勢が不安定化するなか、経済安全保障や人権問題等を背景とした米中対立や台湾情勢が、中国および近隣地域への投資抑制を招き、持続的な経済発展を阻害 ●不動産市況の長期低迷や過剰債務等の構造問題への対応遅滞により中国経済が低迷し、企業業績の悪化を通じて与信関係費用が増加。	
世界の分断と地政学リスクの高まり	●ウクライナ・中東情勢の悪化、各国の自国優先姿勢の鮮明化、偽情報の拡散による世論の扇動等により世界の分断が加速し国際秩序が不安定化。世界各地における軍事的緊張の高まりにも波及 ●サプライチェーンの寸断やグローバル企業の国際的なビジネス展開の阻害が、世界経済の成長力や企業の収益性を下押し	
気候変動影響の深刻化	●各国・企業の気候変動対応遅延や石炭火力への回帰、自然の損失等が気候関連リスクを高め、金融機関に対する規制・監督が厳格化 ●自然の損失等の環境・社会課題への対応や移行・物理的リスクに対する〈みずほ〉の不十分な取り組みによる批判の増加が企業価値の毀損に帰結	
システム障害	●人為的過失、機器の故障、災害等を要因としてシステム障害が発生し、お客さまに不便・不利益を与え信頼が毀損・ビジネス機会を喪失	●気候関連リスク管理の取り組み計画の策定 ●炭素関連セクターリスクコントロールの実施 ●規制動向、他行動向等の主要な外部環境変化のモニタリング ●「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」の改定 ●システム障害の予防や対応力強化に係る取り組みの定着に向けた態勢整備やさらなる高度化への取り組み ●多面的な観点からのシステムリスクのモニタリング実施
サイバー攻撃	●謀報活動や破壊活動を目的とした特定国家や、金銭要求等を目的とした犯罪・テロ組織等からの攻撃、AIを悪用した攻撃の発生等により業務停止や情報漏えい、不正送金等が発生し、お客さまに不便・不利益を与え信頼が毀損・ビジネス機会を喪失	●脆弱性の特定、監視体制の強化、インシデント対応力の強化、ガバナンス体制の整備等の施策を通じ、グループ・グローバルおよびサードパーティを含めたサイバーセキュリティ管理態勢の高度化を推進
マネロン・テロ資金供与	●金融サービスが犯罪行為等に悪用され、国際社会からの批判に発展。お客さま・取引金融機関の信頼が毀損し、グローバルにビジネス機会を喪失	●リスク実態把握力の向上、高リスク顧客や商品・サービスに対してのリスク低減措置強化、海外拠点統制強化等マネー・ローダリング等対策のための態勢高度化を推進
役員・社員による不適切な行為・不作為	●国内外における法令・規制違反事例の発生、お客さま本位ではない業務運営等〈みずほ〉に求められる社会的責任・使命にふさわしくない行為・不作為や社会的目線からの乖離に伴う批判により信頼が毀損・ビジネス機会を喪失	●事象発生時の原因分析および改善対応策の検討 ●ミスコンダクトの発生低減に向けた予兆管理の高度化推進
人材不足等による持続的成長の停滞	●人材市場の活性化による人材の外部流出、労働人口の減少による採用の不調、専門人材の育成遅延等により人的資本が毀損し、人的ポートフォリオの構築が不十分に	●長時間労働の削減やキャリア形成支援等による社員の働きがい向上に向けた取り組みの推進や、外部採用の強化 ●人的リスクの定義見直しや人的リスク管理のモニタリング手法の高度化
競争環境の変化	●生成AI活用等のテクノロジーの革新や規制緩和に伴う新たなサービスの誕生や異業種の参入およびサステナビリティへの意識の高まりに伴うお客さまのニーズの変化等が競争環境の変化を招き、〈みずほ〉の事業基盤を毀損	●人材育成等の強化やAI活用に向けたAI倫理ポリシーの策定やガバナンス体制の構築推進

上記は当社が認識しているリスクの一部であることにご留意ください。〈みずほ〉のリスク全般に関わる情報は、当社の有価証券報告書、Form 20-F等の開示文書をご参照ください。

リスクカルチャー

〈みずほ〉はリスクアペタイト・フレームワーク（RAF）により、戦略とリスク管理を一体的に運営し、適切なリスクテイクとリスクコントロールを通じた最適なリスク・リターンの実現をめざしています。

適切なリスクテイクとリスクコントロールを実践するためには、役員および社員に健全なリスクカルチャーが根付いている必要があります。〈みずほ〉では、一人ひとりがリスクに対

する高い感度と知見に基づき正しく判断し、行動するために、リスクに向き合う際の行動の拠り所となる「リスクと向き合う際の基本姿勢」を『みずほの企業行動規範』に定めています。

これらについてすべての社員を対象とした研修等を通じて周知し、健全なリスクカルチャーの醸成に取り組んでいます。また、研修に際して社員からリスク管理についてフィードバックを得る枠組みを用意し、リスク管理態勢の改善にも努めています。

総合リスク管理

● 総合リスク管理態勢

〈みずほ〉では、リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）の運営の基本的な考え方にに基づき、リスクを全体として把握・評価し、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しています。

総合的なリスク管理態勢のもと、ビジネスから発生するリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っています。さらに、グループ各社においては、各々の業務の特性に応じたリスク管理（決済業務、信託業務リスクの管理等）も行っています。なお、新たな商品・サービスの取り扱いを検討する際にも、各リスクの特性ごとにあらかじめ定めた具体的な項目を確認し、必要に応じて対策を講じています。

当社グループ内の各社で業務内容や保有するリスクの規

模・態様に応じた適切なリスク管理を行うとともに、みずほフィナンシャルグループ（持株会社）がグループ全体のリスク管理を統括しています。

具体的には、当社は、グループCROを委員長として月次で開催しているリスク管理委員会にて、〈みずほ〉のリスク全般を一元的に管理しており、グループCROはリスク管理の状況等を定期的および必要に応じて、取締役会、リスク委員会、経営会議等に報告しています。また、当社は、主要グループ会社^{*1}からリスク管理の状況等について、必要に応じて、報告・申請を受けるとともに主要グループ会社に対してリスク管理に関する指示を行っています。

※1. みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、みずほリサーチ＆テクノロジーズ、アセットマネジメントOne、みずほイノベーション・フロンティア、米州みずほ、日本カストディ銀行、MIデジタルサービス、みずほリース

● リスクキャピタル配賦

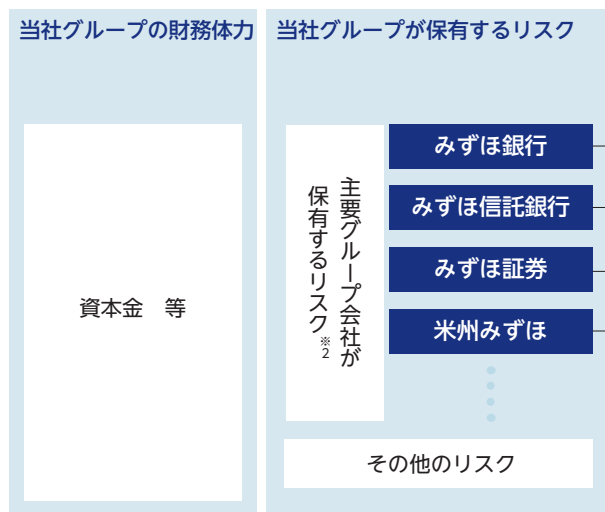
〈みずほ〉では、自らが抱えているリスクを可能な限り把握し、リスクキャピタル配賦の枠組みのもと、その総量を〈みずほ〉の財務体力の範囲内に制御する運営を実施しています。

具体的には、当社が主要グループ会社に対して各々のグループ会社も含めたリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、グループ全体（連結ベース）として保有するリスクが財務体力を超えない

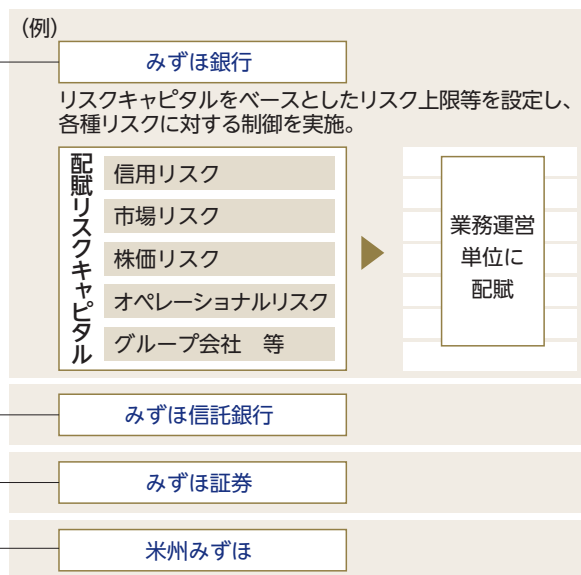
ように経営としての許容範囲にリスクを制御しています。当社および主要グループ会社は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を必要に応じて定期的にモニタリングし、各社内取締役会等に報告をしています。なお、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、米州みずほに対しては、各リスクカテゴリー別にリスクキャピタルを配賦するとともに、各社内で業務運営単位等にリスクキャピタルを配賦する枠組みを構築しています。

リスクキャピタル配賦の仕組み

みずほフィナンシャルグループ



※2. 各主要グループ会社が管理するグループ会社が保有するリスクを含む



信用リスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、信用リスクを、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス項目を含む）の価値が減少または消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しています。

当社グループの信用リスク管理は、当社が統括しています。

● 信用リスク管理態勢

当社では、取締役会が信用リスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で信用リスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等について、総合的に審議・調整を行います。グループCROは、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。与信企画部とリスク統括部は共同して、信用リスクのモニタリング・報告と分析・提言、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案・推進を行います。

主要グループ会社でも、同様に当社で定めた「信用リスク管理の基本方針」にのっとり、保有する信用リスクの規模・態様に応じて管理を行います。また、各社の取締役会が、信用リスク管理に関する重要な事項を決定します。

● 信用リスク管理方法

信用リスクの管理方法としては、相互に補完する2つのアプローチを実施しています。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、お客さまの信用状態の調査をもとに、与信実行から回収までの過程を個別案件ごと

具体的には、当社は、信用リスクに関する当社グループの基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループ全体の信用リスクの状況をモニタリングし管理する態勢となっています。

みずほ銀行、みずほ信託銀行（以下、「2行」という。）では、経営政策委員会（BSリスクマネジメント委員会、クレジット委員会）を設置し、各々のクレジットポートフォリオ運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行います。CROは、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。信用リスク管理担当部署は、与信管理の企画運営ならびに信用リスクの計測・モニタリング等を行い、当社に対して定期的にリスク管理状況を報告しています。審査担当部署は、各社で定めた権限体系に基づき、審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行います。また、業務部門から独立した内部監査グループが、信用リスク管理の適切性等を検証しています。

に管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法等によって把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

与信管理

(1) 与信業務規範

当社グループでは、すべての役員・社員が与信業務に取り組む際の基本姿勢等を「与信業務規範」として定めています。そこでは、金融機関の公共的使命と社会的責

任を自覚した運営に努めるため、「公共性の原則」、「安全性の原則」、「成長性の原則」、「収益性の原則」等に照らした運営を与信業務の基本方針として定めています。

(2) 内部格付制度

2行では、信用リスク管理の重要なインフラとして、信用格付とプール割当てで構成される「内部格付制度」を活用しています。まず、信用格付は、債務者の信用リスクの水準を表す債務者格付と、担保・保証の種類や優先・劣後関係等を考慮した、債権ごとの最終的な損失発生の可能性を表す案件格付とで構成されます。

債務者格付の付与は、原則すべての与信先を対象として、与信先の決算状況等を速やかに反映するため最低年1回の定例見直しを行うとともに、与信先の信用状況の変化があった場合は随時見直しを行い、個別の与信先や銀行全体のポートフォリオの状況をタイムリーに把握できる態勢としています。

また、債務者格付の付与を、次に述べる自己査定との1次作業としても位置づけていることから、債務者格付は資産

の自己査定における債務者区分とリンクしたものとなっています（図表「債務者格付と自己査定の債務者区分、銀行法及び再生法に基づく債権の債権区分の関係」参照）。

なお、債務者格付の付与にあたっては、債務者に対する適切な信用力評価を行うために、企業形態（事業法人、個人等）や、地域（国内、海外）等の債務者の特性に応じた定量的な評価制度（格付モデル）を設けています。主な格付モデルとして、国内の事業法人では、大企業と中堅・中小企業に大きく分かれており、さらに業種特性に応じて、大企業モデルは13の分類、中堅・中小企業モデルでは3つの分類を採用しています。また、海外の事業法人は、9つの分類を採用しています。

これらの格付モデルは、与信企画部において統計的手法を用いて開発し、CROが承認しています。

Ⅰ 債務者格付と自己査定の債務者区分、銀行法及び再生法に基づく債権の債権区分の関係

自己査定 (債務者区分)	格付表記	債務者格付の定義	I 分類 (非分類)	II 分類	III 分類	IV 分類	銀行法及び再生法に 基づく債権区分	
正 常 先	A1-A3	債務履行の確実性が非常に高く、与信管理上の安全性が非常に優れた水準にある先	全与信				正常債権	
	B1-B2	債務履行の確実性に当面問題なく、与信管理上の安全性が十分な先						
	C1-C3	債務履行の確実性と与信管理上の安全性に当面問題がない先						
	D1-D3	債務履行の確実性に現状問題はないが、将来の環境変化に対する抵抗力が低い先						
要 注 意 先	E1	金利減免・棚上げを行っている等貸出条件に問題のある先、元金返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等履行状況に問題のある先のほか、業績が低調ないしは不安定な先または財務内容に問題がある先等、今後の管理に注意を要する債務者		I 分類以外の与信			要管理債権	貸出条件緩和債権 三月以上延滞債権
	E2 R							
破綻懸念先	F1	現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）	預金担保等優良担保・保証等でカバーされた与信	不動産担保等一般担保・保証等でカバーされた与信	I・II 分類以外の与信		危険債権	
実質破綻先	G1	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者			担保の評価額と時価との差額部分（最終の回収懸念があり、損失発生の可能性が見込まれるもの）	I・II・III 分類以外の与信（回収不能または無価値と判定されるもの）	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	
破 綻 先	H1	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者						

次に、プール割当は、一定の残高に満たない小口の与信先等を対象に、リスク特性の類似する与信先や債権の集合体（プール）を組成したうえで、その組成したプールごとにリスクを把握し、管理する手法です。プールごとに十分な小口分散を図ることにより、効率的な信用リスク管理および与信管理を行っています。なお、債務者格付、プール割当についての妥当性および有効性の検証を、あらかじめ定められた手続きにのっとり、内部監査グループによる監査のもと、原則年1回実施しています。

Ⅰ 償却・引当の実施方法

正常先	行内格付ごとの債権額に、今後1年間の倒産確率等に基づき算定された予想損失率を乗じた金額を「一般貸倒引当金」として計上。
要注意先	債権額に、今後3年間の倒産確率等に基づき算定された予想損失率を乗じた金額を「一般貸倒引当金」として計上。 なお、要管理先債権については、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受け取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュフロー見積法（DCF法）による引当を実施。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除した残額のうち、a) 債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、b) 当該残額に今後3年間の倒産確率等に基づき算定された予想損失率を乗じた金額、のいずれかを「個別貸倒引当金」として計上。 なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受け取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュフロー見積法（DCF法）による引当を実施。
実質破綻先	債権額から、担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除した残額全額を、「個別貸倒引当金」として計上、ないしは直接償却を実施。
破綻先	

(3) 自己査定、償却・引当

資産の自己査定は、信用リスク管理の一環であるとともに、企業会計原則等に基づいた適正な償却・引当の準備作業として、資産の実態把握を行うものです。具体的には、与信企画部が資産の自己査定全般の統括を行い、貸出資産・有価証券等の資産ごとに定めた管理・運営部署と連携して自己査定の実施・運営を行うことで、資産内容の実態を把握・管理する態勢としています。

「償却・引当」は、原則として、自己査定の結果に基づく債務者区分と分類区分をベースに実施されます。倒産確率は、債務者区分が破綻懸念先以下となった先を倒産件数として反映し算定しています。

なお、2024年3月末における償却・引当の結果は、P.78の通りとなっています。

当社グループでは、貸出条件の緩和を実施した債権の定義を「債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った要注意先向けの貸出金」としています。

また、債権を危険債権以下に区分しないことを許容する三月以上延滞債権の定義は「相続等特別な理由により、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している要注意先向けの貸出金」としています。

(4) 案件審査

貸出資産の質を維持するためには、日常の与信管理を通じて不良債権の新規発生を未然に防止することが極めて重要となります。

案件審査については、基本的には、個別案件ごとに営業部店が厳正に分析・審査を行い、営業部店長の権限を越えるものについては本部の審査担当部が審査を行う態勢をとっています。業種や規模・地域等の切り口で審査担当部を設置しており、顧客やマーケットの特性に応じて専門的かつ迅速な審査の実施、営業部店への適切なアドバイスをを行うことができる態勢を整えています。

また、不良債権の新規発生を未然に防止する観点から、特に、ダウンサイドリスクの高い低格付先に対しては、営業部店と審査担当部が一体となり与信方針を明確化するとともに、早い段階での健全化に向けた支援を行う運営としています。

クレジットポートフォリオ管理

(1) リスク計測

当社グループは、リスク計測システムを用いた統計的な手法（企業価値変動モデル、保有期間1年）によって、今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用VAR）、および信用VARと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しています。

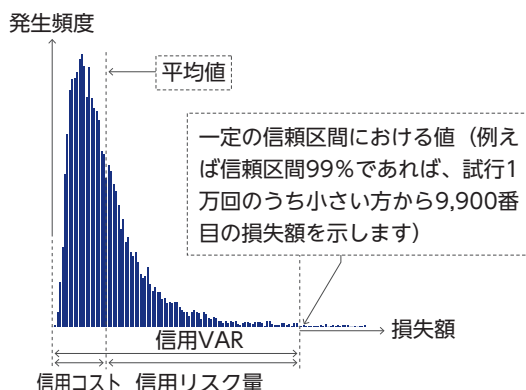
リスク計測システムの対象範囲は、当社グループ各社において勘定計上された貸出金・有価証券・支払承諾見

返・預け金・外国為替等の与信取引、スワップ・オプション等の派生商品、コミットメント等のオフバランス項目、その他信用リスクを有する資産としています。

与信取引では、信用コストを参考値として設定した指標等により、リスクに見合った適正なリターンを確保する運営を行っています。

また、信用VARは、それが実際に損失として顕在化した場合、自己資本および引当金の範囲内に収まるように、クレジットポートフォリオの内容を様々な観点からモニタリングするとともに、各種ガイドラインを設定しています。

損失分布



(2) リスク制御手法

2行では、特定企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」を制御するためにガイドラインを設定しています。また、資本の状況等を踏まえた検証等を実施のうえで与信上限の基準等も設定しており、設定基準超過時には対応方針の策定や超過解消に向けた計画の策定等を行っています。

上記の遵守状況と併せて、与信総額、格付別与信状況、企業グループ、地域・業種別の与信集中状況についてもモニタリングを行い、定期的に経営政策委員会（BSリスクマネジメント委員会、クレジット委員会）にて報告しています。

市場リスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、市場リスクを「金利・株価・為替等の変動により損失を被るリスク」とし、「市場の混乱等で市場において取引ができなくなるリスク、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を含む」と定義しています。

● 市場リスク管理態勢

当社では、取締役会が市場リスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、市場リスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等、総合的に審議・調整等を行います。グループCROは市場リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。リスク統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行います。

当社グループの市場リスク管理は、当社が統括しています。具体的には、市場リスク管理に関する当社グループ全体の基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループ全体の市場リスク管理の状況をモニタリングし管理する態勢となっています。

市場リスクの状況等については、執行役社長への日次報告や、取締役会および経営会議等に対する定期的な報告を行っています。主要グループ会社の市場リスク管理については、各社からの定期的な報告等により市場リスクを適切に把握・管理しています。特に当社グループの市場リスクの大宗を占める各社では、当社同様に基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● 市場リスク管理方法

市場リスクの管理方法としては、主要グループ会社各々のリスクプロファイルを勘案し、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定のうえ、保有する市場リスクが資本金等の財務体力を超えないようにリスクを制御しています。

諸リミットの設定

諸リミットは、業務戦略や過去の枠使用率、リスク負担能力（収益・自己資本・リスク管理態勢）、収益目標、商品の市場流動性等を考慮し、経営政策委員会（リスク管理委員会）での審議・調整にて決定します。トレーディング業務およびバンキング業務については、VARによる限度および損失に対

なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VAR（Value at Risk）とポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としています。

する限度を設定しています。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度（10BPV）等を用いたポジション枠を設定しています。これらの限度・枠を超過した場合には速やかに報告が行われ、あらかじめ定められた手続きにのっとり対応が行われます。

モニタリング

市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部署）やバックオフィス（事務管理部署）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く態勢としています。ミドルオフィスは、VARの管理に加え、各種リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度の設定等

により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しています。「市場流動性リスク」については、金融商品ごとに市場での取扱高等を勘案したポジションのモニタリングを行っています。

市場リスクの状況

● バンキング業務

2023年度のバンキング業務におけるVARの状況は以下の通りとなっています。

Ⅰ バンキング業務におけるVARの年度別推移

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	2023年度	増 減
年度末日	2,097	2,235	3,190	955
最大値	3,219	3,922	3,365	△557
最小値	1,910	1,521	1,859	338
平均値	2,660	2,176	2,812	635

※バンキング業務には、政策保有株式を含みません。

バンキング業務のVAR計測手法

VAR : ヒストリカルシミュレーション法
 定量基準 : ①信頼区間 片側99%
 ②保有期間 1ヵ月
 ③観測期間 3年（801営業日）

なお、バンキング業務においては金利リスクの適切な捕捉が重要であり、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される当座預金や普通預金等の一部についてはコア預金として認識する等、適切な方法により計測を行っています。

● トレーディング業務

2023年度の当社グループのトレーディング業務におけるVARの状況およびリスクカテゴリー別内訳は、以下の通りとなっています。

Ⅰ トレーディング業務におけるVARの年度別推移

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	2023年度	増 減
年度末日	53	70	34	△36
最大値	102	83	92	9
最小値	29	31	33	1
平均値	43	53	56	2

みずほフィナンシャルグループにおける トレーディング業務のリスクカテゴリー別VARの状況

(単位:億円)

	2022年度					2023年度				
	年度 末日	最大値	最小値	平均 構成比		年度 末日	最大値	最小値	平均 構成比	
合 計	70	83	31	53	—	34	92	33	56	—
金利リスク	72	72	27	46	87%	33	91	27	44	78%
為替リスク	9	16	4	8	15%	6	19	2	9	16%
株価リスク	10	20	4	11	21%	5	46	3	20	36%
商品リスク	7	7	0	1	2%	4	5	1	3	5%

※最大値および最小値のカテゴリー別／合計のVARは、それぞれ、別々の日となっています。

また、リスクカテゴリー別VARの単純合計は、相互に一部リスクを打ち消し合うため合計とは一致しません。

トレーディング業務のVAR計測手法

VAR計測手法

VAR : ヒストリカルシミュレーション法

定量基準 : ①信頼区間 片側99%

②保有期間 1日

③観測期間 3年 (801営業日)

トレーディング業務

業務目的 : 市場価格の短期的な変動、市場間の価格差等を利用して利益を得る業務

計測範囲 : 特定取引勘定等、トレーディング業務の目的で行われた取引

政策保有株式

政策保有株式についても、株価リスクを適切に管理するため、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、VARおよびリスク指標等に基づく市場リスク管理を行っています。具体的には、日次でVAR計測およびリスクキャピタルの状況等をモニタリングしています。また、株価リスクの抑制等の観点から、取引先との丁寧な交渉により、政策保有株式の削減を進めています。

バック・テスト

当社グループでは、VARによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VARと損益を比較するバック・テストを定期的に行っています。

ストレステスト

VARは、統計的な仮定に基づく市場リスク計測方法であるため、仮定した水準を超えて市場が急激に変動した場合にどの程度の損失を被るかについてのシミュレーションとして、ストレステストを定期的に行っています。

●VAR (Value at Risk)

市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

●10BPV (Basis Point Value)

金利感応度の指標で、金利水準が10ベースポイント（＝0.1％）上昇する場合に、保有するポジションの価値（時価評価額）がどれだけ変化するかを示した数値。きめ細かなポジション運営を行うために、金利関連ポジション枠ごとに通常その上限として設定しています。

●コア預金

コア預金は、対象となる当座預金や普通預金等の預金残高の①過去5年における最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の50％相当額のうち、最低残高を上限とし、最長5年の取引として取り扱っています。なお、みずほ銀行における円預金については、内部モデルにより残高を推計し、最長10年の取引として取り扱っています。

流動性リスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、流動性リスクを「当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

● 流動性リスク管理態勢

当社では、取締役会が流動性リスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、流動性リスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行います。グループCROは流動性リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、リスク統括部は流動性リスクのモニタリング・報告と分析・提言等を担い、流動性リスク管理に関する企画立案・推進を行います。また、グループCFOは資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、財務企画部は資金繰り運営状況の把

当社グループの流動性リスク管理は、当社が統括しています。具体的には、流動性リスク管理に関する当社グループ全体の基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループ全体の流動性リスク管理の状況をモニタリングし管理する態勢となっています。

握・調整等を担い、適正な資金流動性を確保できるよう、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行います。

流動性リスクの状況等については、定期的に取り締役会、リスク委員会、経営会議、執行役社長および経営政策委員会に報告しています。主要グループ会社の流動性リスク管理については、各社からの定期的な報告等により流動性リスクを適切に把握・管理しています。特に当社グループの流動性リスクの大宗を占める各社では、当社同様に基本方針を制定し、流動性リスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● 流動性リスク管理方法

流動性リスクについては、「資金繰り逼迫度区分」「流動性リスク管理指標」を軸とした枠組みでリスクを管理して

います。

資金繰り逼迫度区分

資金繰りの状況に応じて「平常時」、「懸念時」、「危機時」の区分をグループ全体で統一的に設定しています。また、複数の指標を用いた早期警戒指標を日次でモニタリングし、資

金繰りの状況を管理する枠組みとしています。早期警戒指標には、株価・格付のほか、国債等の資金化可能な資産の状況や資金調達状況等を設定しています。

流動性リスク管理指標

主要グループ会社の業務特性・戦略等を踏まえ、円貨については市場からの資金調達に係る期間別の上限額等を会社ごとに設定しています。外貨については市場要因・当社グループ固有要因の複合シナリオに基づくストレステストを会社ごとに日次で実施し、資金化可能な資産の十分性および流動性コンティンジェンシーファンディングプランの有効性を確認

しています。

流動性リスク管理指標の設定額については経営政策委員会（リスク管理委員会）での審議・調整および経営会議の審議を経て執行役社長が決定します。設定額に抵触した場合には速やかに報告が行われ、あらかじめ定められた手続きにのっとり対応が行われます。

オペレーショナルリスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当社グループに生じる損失に係るリスク」と定義しています。

当社グループのオペレーショナルリスク管理は、当社が統括しています。具体的には、オペレーショナルリスクについて、システムリスク、事務リスク、法務リスク、人的リスク、

有形資産リスク、規制・制度変更リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、これらのリスクに関する当社グループの基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループのオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし管理する態勢となっています。

	定 義	主な管理手法
システムリスク	コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステムの不備またはコンピュータが不正に使用されること等により、お客さまへのサービスに混乱をきたす、または決済システムに重大な影響を及ぼす等、お客さまに損失が発生するリスクおよび当社グループが損失を被るリスク。	● 遵守すべき具体的な基準の制定とリスクの把握、評価結果に応じたリスク軽減策の実施 ● システム開発における工程管理・品質管理等のプロジェクト管理の徹底 ● バックアップシステムの整備や障害訓練等、緊急時対応の実効性向上
サイバーセキュリティリスク	当社グループ、お客さまならびに外部委託先および物品・サービスの調達先等の取引関係のある組織等において、サイバーセキュリティに関連した不具合が生じ、それによって、当社グループが有形無形の損失を被るリスク。	● 脆弱性の特定、監視体制の強化、インシデント対応力の強化、ガバナンス体制の整備等の施策を通じ、グループ・グローバルおよびサードパーティを含めたサイバーセキュリティ管理態勢の高度化を推進
⇒P.16 サイバーセキュリティリスク管理について		
事務リスク	役員・社員の不正・過失・懈怠等または事務体制自体に起因して不適切な事務が行われることにより、お客さまへのサービスに混乱をきたす、または決済システムに重大な影響を及ぼす等、お客さまに損失が発生するリスクおよび当社グループが損失を被るリスク。	● 事務の取扱方法を明確にした事務手続きの制定 ● 事務処理状況の定期的点検 ● 本部による教育研修、事務指導の実施 ● 事務処理に関するシステム化・機械化・集中化等の推進 ● 緊急時対応に向けた障害訓練等の実施
法務リスク	法令や契約等に反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的要因により当社グループに損失が発生するリスク。	● 重要な意思決定、契約、対外文書等についての適法性を含む法的問題の検証・確認 ● 法務関連情報の収集・発信、社内教育研修等の実施 ● 訴訟についての問題点等の分析および対応
人的リスク	不適切な就労・職場・安全環境等により社員に被害が及ぶリスク、および人材流出や能力・スキルの低下等で人的資本が毀損し、または、エンゲージメント低下等で人的資本が十分に活用できず、人材ポートフォリオの構築が不十分となり、当社グループが有形無形の損失を被るリスク。	● 人材流出状況を把握(自己都合退職状況、キャリア採用の状況等) ● 就労状況を把握(労災・ハラスメント発生の状況、社員エンゲージメントの状況等) ● 人材確保状況(特定の能力・スキルを有する人材確保の状況等)
有形資産リスク	災害、犯罪または、資産管理の瑕疵等の結果、有形資産(動産・不動産・設備・備品等)の毀損や執務環境等の質の低下により、当社グループに損失が発生するリスク。	● 設備更新、営繕工事等の主要工事計画策定と進捗状況の管理 ● 自然災害等による有形資産毀損状況の把握と、適切な対応
規制・制度変更リスク	法律、税制、会計制度等の各種規制・制度が変更されることにより、当社グループに損失が発生するリスク。	● 業務運営や財務状況等に多大な影響を及ぼす可能性のある重要な規制・制度変更の内容の、適時かつ正確な把握 ● 規制・制度変更に伴う影響度分析や対応方針の策定 ● 上記の対応状況に係る継続的なモニタリング

※上記各リスクにまたがって構成される複合的なリスクである、「情報セキュリティに係るリスク」と「コンプライアンスリスク」についても、オペレーショナルリスクとして把握・管理しています。

● オペレーショナルリスク管理態勢

当社は、取締役会がオペレーショナルリスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、オペレーショナルリスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等、総合的に審議・調整等を行います。グループCROはオペレーショナルリスク管理の企画運営に関する事項を所管し、リスク統括部はオペレーショナルリスクのモニタリング・報告と分析・提言等を担い、オペレーショナルリスク管理に関する企画立案・推

進を行います。

当社は、主要グループ会社のオペレーショナルリスク管理について各社からの報告等に基づいて、当社グループ全体のオペレーショナルリスクの状況を管理しています。特にオペレーショナルリスクの影響が大きいと判断される各社では、当社同様に基本方針を制定し、オペレーショナルリスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● オペレーショナルリスク管理方法

オペレーショナルリスクの管理方法としては、データ収集ルールを制定し、グループ共通の各種データベースの整備を図るとともに、事業規模に係る財務情報、およびオペレーショナルリスクに係る内部損失データを適切に用いて、オペレーショナルリスク量を定期的に把握しています。当社グループでは、統制自己評価の実施やオペレーショナルリスクに係る定量的管理の向上を通じて、金融業務の高度化・多様化、およびシステム化等の進展に伴い生じる様々なオペレーショナルリスクを、適切に特定・評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法の整備・強化に取り組んで

います。

当社では、特定・評価・計測したオペレーショナルリスクの状況等を、定期的に経営政策委員会（リスク管理委員会）、経営会議および執行役社長等に報告しています。

● 統制自己評価（コントロールセルフアセスメント）

業務に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存するリスクを評価・把握したうえで、必要なリスク削減策を策定し実行していく自律的なリスク管理手法。

● 各リスクの定義と主な管理手法

当社グループでは、前ページの表に示した通り、オペレーショナルリスクとして取り扱う各リスクを定義し、各リスク

の規模や性質に適した管理手法を策定し管理を行っています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出

当社グループでは、バーゼル自己資本比率規制におけるオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法として、標準的手法を採用しています。

標準的手法による計測結果は、バーゼル自己資本比率規制

におけるオペレーショナル・リスク相当額として使用するだけでなく、内部的な管理ではオペレーショナル・リスク相当額に一定の掛目を乗じた値をオペレーショナルリスク量として、活用しています。

サイバーセキュリティリスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、サイバーセキュリティリスクを「当社グループ、お客さまならびに外部委託先および物品・サービスの調達先等の取引関係のある組織等において、サイバーセキュリティに関連した不具合が生じ、それによって、当社グループが有形無形の損失を被るリスク」と定義しています。

● サイバーセキュリティリスク管理態勢

当社では、取締役会がサイバーセキュリティリスク管理に関する基本的事項について決議します。取締役会は、経営方針や経営戦略、または年度事業計画・中長期事業計画等に影響を与える懸念のあるサイバーセキュリティリスク、その他、中長期的な観点から経営上認識しておくべきサイバーセキュリティリスク、および、それらのリスクコントロール状況等の重要な事項等についてグループCISO*1より報告を受けます。

また、取締役会の諮問機関であるリスク委員会およびIT・DX委員会の両委員会はそれぞれ、総合リスク管理の状況等についてグループCROより、サイバーセキュリティリスク管理に関する基本的事項等についてグループCISOより報告を受け、当社グループの経営の基本方針との整合性および当社グループのサイバーセキュリティに関わる取り組み状況の適切性について評価を行い、取締役会に提言または意見を述べます。

● サイバーセキュリティリスク管理方法

当社は、グループ・グローバルおよびサプライチェーンを含めたサイバーセキュリティリスク管理対策を推進しています。具体的には、Mizuho-CIRT*2を中心に、高度なプロフェッショナル人材を配置し、外部の専門機関とも連携したインテリジェンスや先進技術を駆使しながら、統合SOC*3等による24時間365日の監視体制を整備しています。

また、当社システムは、ウイルス解析や多層的防御体制等を導入しており、これら技術的な対策の有効性や対応プロセスの実効性をテストするためにTLPT*4を実施する等、レジリエンス態勢の強化に取り組んでいます。

外部委託やクラウドサービス等の利用にあたっては、委託先のセキュリティ態勢やインシデント発生時の対応

当社グループでは、サイバーセキュリティリスク管理に関する当社グループの基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループ全体のサイバーセキュリティリスクの状況をモニタリングしています。

サイバーセキュリティ統括部は、グループCISOの指示に基づき、当社の業務やシステムの特性を踏まえたリスク評価等によりサイバーセキュリティリスクの所在と大きさを特定し、リスクに応じた適切な防御策を講じるとともに、サイバー攻撃を受けた際に迅速に対応できる態勢を整備しています。また、深刻化するサイバー攻撃や防御技術の進歩等の情報を日々収集し、サイバーセキュリティのさらなる高度化に向けた計画を策定のうえ、不断の取り組みを進めています。

サイバーセキュリティ統括部は、サイバーセキュリティリスク管理の対応状況についてグループCISOに報告を行い、グループCISOは、サイバーセキュリティ確保に係る態勢の整備・強化の観点から、当社グループにおけるサイバーセキュリティ対策状況等について、IT戦略推進委員会経由で経営会議に審議・報告および取締役会に付議・報告を行います。

態勢等を事前に確認しています。日常的な管理としては、サードパーティにおけるインシデント発生等の把握に努め、当社への影響が懸念される場合等はリスクへの適切な対応を行うとともに、定期的な評価により十分な態勢が維持されていることを確認しています。

当社では、これらサイバーセキュリティ対策の成熟度を評価するため、FFIEC*5 Cybersecurity Assessment Toolによる第三者評価の実施やNIST*6のCybersecurity Framework等を参考にしています。万が一、サイバーインシデントに相当する事象を検知した場合、または確固たる根拠からサイバーインシデント発生蓋然性が極めて高いと判断した場合には、サイバーセキュリティ統括部は、サイバーインシデントをグループCISOへ報告し

ます。グループCISOは、特に重要なインシデントが発生した場合には経営会議や取締役会へ報告します。

グループCISOの指示に基づき、サイバーセキュリティ統括部は、インシデントの原因、被害内容・範囲を把握し、有効な封じ込め、根絶、復旧策の策定支援およびサイバーインシデント情報を基に攻撃手口等を分析し、インシデント対応を行います。

サイバーセキュリティ統括部は、インシデント復旧後

※1. Chief Information Security Officer

※2. Cyber Incident Response Team（組織内の情報セキュリティ上の問題を専門に扱うインシデント対応チーム）

※3. Security Operation Center（企業等の組織において、情報システムに対する脅威の監視や分析等を行う役割や専門チーム）

※4. Threat-Led Penetration Testing（攻撃対象の脅威を分析のうえ、実際の攻撃を模した攻撃を行い、システムや対応プロセスを評価する）

※5. Federal Financial Institutions Examination Council（米国連邦金融機関検査協議会）

※6. National Institute of Standards and Technology（米国立標準技術研究所）

においても、当社グループのサイバーインシデントにつながりうる変化等をモニタリングし、閾値抵触を認識した際には、迅速にグループCISOに報告します。また、原因やリスクの状況を分析・評価し、対応方針をグループCISOと協議のうえ、必要な対策を実施します。

レピュテーションリスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、レピュテーションリスクを「当社グループおよびその役員・社員が提供するすべてのサービス・すべての活動が、お客さま、社員、経済・社会をはじめとするステークホルダーの期待・要請から大きく乖離していると評価されることにより、当社グループの信用または〈みずほ〉ブランドに対して負の影響を及ぼし、当社グループが有形無形の損失を被るリスク」と定義しています。

当社グループのレピュテーションリスク管理は、当社が統括しています。具体的には、レピュテーションリスク管理に関する当社グループの基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行い、併せて、当社グループ全体のレピュテーションリスクの状況をモニタリングし管理する態勢となっています。

● レピュテーションリスク管理態勢

当社では、取締役会がレピュテーションリスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、レピュテーションリスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等、総合的に審議・調整等を行います。グループCSOはレピュテーションリスク管理の企画運営に関する事項を所管します。広報室はレピュテーションリスクのモニタリング・報告と分析・提言、レピュテーションリスク管理に関する基本的な事項の企画立案・推進を行います。

レピュテーションリスクの状況等については、グループCSOおよび経営政策委員会に対する定期的な報告を行っています。当社は、主要グループ会社のレピュテーションリスク管理について各社からの報告等に基づいて、当社グループ全体のレピュテーションリスクの状況を管理しています。特にレピュテーションリスクの影響が大きいと判断される各社では、当社同様に基本方針を制定し、レピュテーションリスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● レピュテーションリスク管理方法

レピュテーションリスクの管理方法としては、当社グループの経営に大きな影響を及ぼすと判断される情報等の一元的な把握・管理を実施し、規模・性質等に応じた適切な管理態勢を構築することでリスクを制御しています。

レピュテーションリスクを早期に捕捉し、緊急度・影響度等の観点から適切に対応することで、リスクの顕在化の未然防止と損失の極小化に努めています。

モデルリスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、モデルリスクを「モデルの誤りまたは不適切な使用に基づく意思決定によって、当社グループが有形無形の損失を被るリスク」と定義しています。

近年、金融機関における事業の広範化・複雑化と人工知能等の技術革新を背景に、金融機関の業務においてモデルを活用する機会は広がり、その重要性や影響度は増しています。そうしたなか、モデルの誤った開発や不適切な使用に基づく意思決定により有形無形の損失が発生するリスクに着目して、モデルリスクを管理する必要性が高まっています。

● モデルリスク管理態勢

当社では、取締役会がモデルリスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、モデルリスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等、総合的に審議・調整等を行います。グループCROはモデルリスク管理の企画運営に関する事項を所管し、リスク統括部はモデルリスクのモニタリング・報告と分析・提言等を担い、モデルリスク管理に関する企画立

案・推進を行います。当社グループのモデルリスク管理は、当社が統括しており、グループ全体で包括的かつ実効的なモデルリスク管理の取り組みを進めています。具体的には、銀行・信託・証券その他のすべての業態を対象とし、また日本、米州、欧州、アジアパシフィックの全地域をカバーするグループ・グローバルな全量調査を完了しています。また、経営陣のコミットメントのもと、モデルリスクの状況を可視化し管理する枠組みを導入しており、リスクベースで実効的なモデルリスク管理の推進を継続していきます。

案・推進を行います。

当社は、主要グループ会社のモデルリスク管理について各社からの報告等に基づいて、当社グループ全体のモデルリスクの状況を管理しています。特にモデルリスクの影響が大きいと判断される各社では、当社同様に基本方針を制定し、モデルリスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● モデルリスク管理方法

モデルリスク管理方法としては、モデルの特定、開発、使用、変更、使用停止といった各場面において、モデル所有者・使用者・開発者等からなる第1線によるモデルのテスト、モニタリング等、および第1線を牽制する第2線によるモデ

ルの検証等を通じ行っています。また、リスクベース・アプローチに基づき、モデルの重要性や影響度等に応じた強度によるモデルリスク管理を行っています。

サードパーティリスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、サードパーティリスクを、「当社および当社グループと業務上の契約関係がある第三者に起因して、当社および当社グループにて発生するリスク」と定義し、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各リスクから構成される複合的なリスクと位置づけています。当社は、当社グループの業務におけるサードパーティとの関係の重要性

を踏まえ、サードパーティに係るリスクを当社および当社グループ自身のリスクと認識し、経営の健全性や業務の適切性、お客さま保護、事業継続等の観点から、リスクを適切に把握・評価し、対応することにより、サードパーティを通じた業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保していきます。当社グループのサードパーティリスク管理は、当社が統括しています。

● サードパーティリスク管理態勢

当社では、取締役会がサードパーティリスク管理に関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で、サードパーティリスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等、総合的に審議・調整等を行います。グループCROはサードパーティリスク管理の企画運営に関する事項を所管し、リスク統括部はサードパーティリスクのモニタリング・報告と分析・提言等を担い、

サードパーティリスク管理に関する企画立案・推進を行います。

当社は、主要グループ会社のサードパーティリスク管理について各社からの報告等に基づいて、当社グループ全体のサードパーティリスクの状況を管理しています。特にサードパーティリスクの影響が大きいと判断される各社では、当社同様に基本方針を制定し、サードパーティリスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● サードパーティリスク管理方法

サードパーティリスクの管理方法としては、サードパーティとの適切な契約、サードパーティの評価・モニタリングや特定サードパーティへの集中状況の管理等を通じて、サードパーティリスクを適時かつ正確に把握し適切な対応を行います。

当社では、サードパーティリスクの評価・モニタリングの状況や特定サードパーティへの集中状況等を、定期的に経営政策委員会（リスク管理委員会）、経営会議および執行役社長等に報告します。

気候関連リスク管理について

● 基本的な考え方

当社グループでは、気候関連リスクを「気候変動に起因する移行リスクと物理的リスクが他の様々なリスクを発現・増幅させることにより、有形・無形の損失を被るリスク」としています。移行リスクとは、「脱炭素社会への移行に伴う事業環境の変化を要因とするリスク」のことをいい、物理的リスクとは、「気候変動に伴う物理的影響の変化を要因とするリスク」のことをいいます。

当社グループの気候関連リスク管理は、当社が統括しています。具体的には、気候関連リスク管理に関する当社グルー

プ全体の基本的な方針を定め、主要グループ会社の管理を行っています。

気候変動に関連する様々な変化の予見可能性を継続的に高め、気候変動の潜在的な影響に留意し、短期・中長期的な視点で気候関連リスクを管理します。また、幅広いステークホルダーからの高い期待・要請に対応するため、「みずほの企業行動規範」、「環境方針」および「『サステナビリティ』への取組みに関する基本方針」を踏まえ、適切なリスク管理を行います。

● 気候関連リスク管理態勢

当社では、取締役会が気候関連リスクに関する基本的な事項を決定します。また、経営政策委員会（リスク管理委員会）で気候関連リスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項等について、総合的に審議・調整を行います。グループCROは、気候関連リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。リスク統括部は、気候関連リスクを一元的に把握するとともに、気候関連リスクに関する基本的な企画立案、推進を行います。各リスク管理所管部室は、気候関連リスクにおける所管するリスクの所在・影響の大きさを適時把握し、適切な対応を行います。

気候関連リスクの状況については、リスク統括部が取りまとめ、グループCROが取締役会および経営会議等に対して都度報告を行っています。当社は、主要グループ会社の気候関連リスク管理について各社からの報告等を都度受けることにより、当社グループ全体の気候関連リスクの状況を管理しています。特に当社グループの気候関連リスクの大宗を占める各社では、当社同様に基本方針を制定し、気候関連リスク管理に関する重要な事項については各社の取締役会が決定します。

● 気候関連リスク管理方法

気候関連リスクの管理方法としては、把握した気候関連リスクについて、影響や蓋然性を踏まえて重要性を評価するとともに、重要性の高い気候関連リスクにおいては、必要に応

じて定性・定量面それぞれの面から管理し、適切な対応を行っています。